

第111期 定時株主総会 招集ご通知



日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時



場所

徳島市寺島本町西1丁目61番地
JRホテルクレメント徳島 4F
クレメントホール

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の
報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に
対する株式報酬型ストック・オプションとして
の新株予約権に関する報酬等の額および具体的
な内容決定の件 |

目次

■ 第111期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
■ 事業報告	29
■ 連結計算書類	53
■ 計算書類	56
■ 監査報告	59



郵送による議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネットによる議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時15分入力完了分まで

【株主の皆様へのお知らせ】

当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。
ご来場される株主様へのお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 3896
(発送日) 2025年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月2日

株 主 各 位

徳島市南矢三町三丁目10番18号
阿波製紙株式会社
代表取締役社長 三 木 康 弘

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第111期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.awapaper.co.jp/ir/stocks/resolution/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「第111期定時株主総会招集ご通知」「第111期定時株主総会資料」をご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3896/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「阿波製紙」または「コード」に当社証券コード「3896」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページの方法に従って2025年6月25日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

2. 場所 徳島市寺島本町西1丁目61番地
J Rホテルクレメント徳島 4F クレメントホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項

1. 第111期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第111期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご表示のうえ、切手を貼
らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページのご案内に従って、議案の
賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股

××××年××月××日

1. _____
2. _____

基本日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

見本

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対の場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対の候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

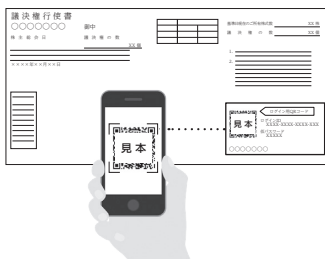
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いいたします。なお、書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案の賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

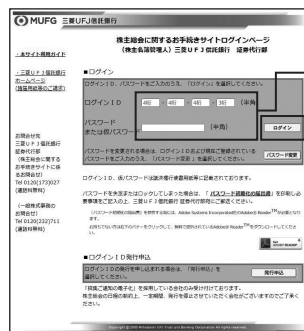


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

株主総会参考書類

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を行う監査等委員を取締役会の構成員とすることで取締役会の監査・監督機能を強化し、より一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

さらに、経営の効率化を高め、機動的な意思決定を可能とするため、取締役への権限移譲に関する規定を新設するものであります。

また、これによって、社外取締役のほか、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することにより、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第27条の変更を行うものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

(2) 長期ビジョンに基づく事業目的について、一部改定および新たに 4 事業を追加するものであります。

(3) 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等について取締役会の決議により行うことができる旨を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会において承認された場合、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略) (目 的)	第 1 条 (現行どおり) (目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 4. (条文省略) 5. <u>水処理装置</u> の製造ならびに販売 6. 前各号に関連する試作ならびにコンサルティング事業 7. (条文省略)	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 4. (現行どおり) 5. <u>水処理に関する膜・部品・装置</u> の製造ならびに販売 6. <u>機能材</u> および <u>水処理</u> に関連する試作ならびにコンサルティング事業 7. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>8. 太陽光などの自然エネルギー等に係る発電・売電業務、ならびに発電設備、充電設備およびそれらの付属設備の販売、保守・コンサルティング業務</u>
(新 設)	<u>9. 農林水産品の生産および加工ならびに販売に関する事業</u>
(新 設)	<u>10. 食品の製造および販売ならびに飲食店の経営</u>
(新 設)	<u>11. 介護福祉サービス全般業務</u>
<u>8. (条文省略)</u>	<u>12. (現行どおり)</u>
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削 除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 ～第12条 (条文省略)	第6条 ～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条 ～第17条 (条文省略)	第13条 ～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第18条 当社の取締役は、10名以内とする。	第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く)</u> は、10名以内とする。
(新 設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2～3 (条文省略) (新 設) (新 設) (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設) (新 設) (代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 2 (条文省略) 3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役各若干名を選定することができる。	(取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2～3 (現行どおり) <u>4 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会の決議によって補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> <u>5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> (取締役の任期) 第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>代表取締役を選定する。 2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長および取締役副社長各1名を選定することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> (新 設) (新 設) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。<u>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> (取締役会の決議の省略) 第24条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> (新 設) 第25条 (条文省略)	(取締役会の招集権者および招集通知) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し、<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> 2 <u>取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> 3 <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> (取締役会の議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会長が議長となる。</u> 2 <u>取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u> (取締役会の決議の省略) 第24条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (重要な業務執行の決定の委任) 第25条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第26条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下「報酬等」という)</u> は、株主総会の決議によって定める。 (社外取締役との責任限定契約) 第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結することができる。</u> <u>第5章 監査役および監査役会</u> (監査役の員数) 第28条 当会社の監査役は、<u>5名以内とする。</u> (監査役の選任) 第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>	(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役との責任限定契約) 第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結することができる。 (削 除) (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の任期)</u> 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により、選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。</u>	(削 除)
<u>(常勤監査役)</u> 第31条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第32条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
<u>(監査役会規程)</u> 第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削 除)
<u>(監査役の報酬等)</u> 第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
<u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第35条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結することができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	(監査等委員会の招集通知) 第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に 対し、会日の3日前までに発する。ただし、 緊急の場合には、この期間を短縮することが できる。
(新 設)	2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで監査等委員会を開催する ことができる。
(新 設)	(常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監 査等委員を選定することができる。
(新 設)	(監査等委員会規程) 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または定 款に定めるもののほか、監査等委員会におい て定める監査等委員会規程による。
第6章 計 算	第6章 計 算
第36条 (条文省略) (期末配当金)	第32条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関)
第37条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3 月31日の最終の株主名簿に記載または記録さ れた株主または登録株式質権者に対し、金銭 による剰余金の配当（以下「期末配当金」と いう）を支払う。	第33条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1 項各号に定める事項について、法令に別段の 定めのある場合を除き、取締役会の決議によ り定めることができる。
(新 設)	(剰余金の配当の基準日) 第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日 とする。
	2 当会社の間接配当の基準日は、毎年9月30日 とする。
	3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当 をすることができる。

現 行 定 款	変 更 案
<u>(中間配当金)</u> 第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という）をすることができる。 第39条 （条文省略）	(削 除) 第35条 （現行どおり）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				当社における地位	
1	み	き	やす	ひろ	代表取締役社長 CEO	再任
2	なが	お	ひろ	し	取締役専務執行役員 COO CTO	再任
3	み	き	ゆう	たろう	取締役常務執行役員 東京支店長 CSO CDO	再任
4	おか	ざわ		さとる	取締役上席執行役員 CFO	再任
5	くさ	か	よし	ふみ	取締役上席執行役員 阿南事業所長	再任
6	まつ	しげ	かず	み	社外取締役	再任 社外 独立
7	おか	もと	みち	とし		新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

み き やす ひろ
三木 康弘

再任

生年月日

1963年11月20日生

所有する当社の株式数

305,003株

略歴、当社における地位および担当

1992年10月 当社入社
1992年12月 当社代表取締役社長（現任）
1994年 8 月 Thai United Awa Paper Co.,Ltd. Chairman（現任）
2003年 4 月 阿波製紙（上海）有限公司 董事長
2014年 4 月 阿波製紙（上海）有限公司 董事
2020年 6 月 当社CEO（最高経営責任者）（現任）
2022年 6 月 当社CDO（最高デジタル責任者）

重要な兼職の状況

Thai United Awa Paper Co.,Ltd. Chairman
一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事

取締役候補者とした理由

三木康弘氏は、当社において、常に高いビジョンを持ち、長年にわたり代表取締役として強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの成長と企業価値の向上に尽力しております。同氏が引き続き取締役の任にあたる必要があると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

なが お ひろ し
長尾 浩志

再任

生年月日

1957年11月16日生

所有する当社の株式数

7,000株

略歴、当社における地位および担当

1980年 4 月 当社入社
2002年 4 月 当社研究開発部長
2004年 4 月 当社執行役員研究開発部長
2005年 4 月 当社常務執行役員研究開発部長
2007年 4 月 当社執行役員生産管理部長
2008年 4 月 Thai United Awa Paper Co.,Ltd. Managing Director
2008年 6 月 当社取締役
2012年 6 月 当社取締役常務執行役員生産管理部長
2013年 4 月 阿波製紙（上海）有限公司 董事
2015年 4 月 当社取締役専務執行役員（現任）
2020年 6 月 当社CTO（最高技術責任者）（現任）
当社CPO（最高購買責任者）
2022年 6 月 当社COO（最高執行責任者）（現任）

<現在の当社における担当>

事業継続マネジメント・安全衛生マネジメント・品質マネジメント・環境マネジメント担当

取締役候補者とした理由

長尾浩志氏は、研究開発、生産分野に精通し、また海外子会社の社長経験を有しており、専務執行役員として技術部門、研究開発部門等幅広く統括し、当社グループの企業価値の向上に努めております。同氏が引き続き取締役の任にあたる必要があると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

み き ゆ う た ろ う
三 木 悠 太 郎

再 任

生年月日

1990年10月31日生

所有する当社の株式数

2,871,000株

略歴、当社における地位および担当

2013年 4 月	株式会社みずほ銀行入行
2017年 1 月	当社入社
2021年 4 月	当社生産管理部副部長
2022年 4 月	当社経営管理部長
2023年 4 月	当社執行役員経営管理部長
2023年 4 月	Thai United Awa Paper Co.,Ltd. Director（現任）
2023年 6 月	当社取締役常務執行役員東京支店長（現任）
2023年 6 月	当社CSO（最高営業責任者）（現任）
2023年 6 月	当社CDO（最高デジタル責任者）（現任）

重要な兼職の状況

Thai United Awa Paper Co.,Ltd. Director

取締役候補者とした理由

三木悠太郎氏は、金融機関で培われた見識および海外でのMBA取得ならびに当社における経営企画等の経験を通じて培われた幅広い知見を有しており、東京営業部、徳島営業部を統括する取締役として既存事業の拡大および新規取引先の開拓などに取り組み、当社グループの企業価値向上に努めております。同氏が引き続き取締役の任にあたる必要があると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

お か さ わ さ と る
岡 澤 智

再 任

生年月日

1963年 8 月 7 日生

所有する当社の株式数

9,100株

略歴、当社における地位および担当

1986年 3 月	当社入社
2008年10月	当社経営管理部長
2009年 5 月	阿波製紙（上海）有限公司 監事
2011年 6 月	当社執行役員経営管理部長
2012年 6 月	当社執行役員経営企画室長
2017年 6 月	当社取締役執行役員経営管理部長
2018年 6 月	当社取締役上席執行役員経営管理部長
2020年 6 月	当社CFO（最高財務責任者）（現任）
2023年 6 月	当社CRO（最高リスク管理責任者）
2024年 4 月	当社取締役上席執行役員（現任）

<現在の当社における担当>

サステナビリティ経営・リスクマネジメント担当

取締役候補者とした理由

岡澤 智氏は、当社において、経理・財務・経営企画分野での豊富な経験と見識を有しており、管理部門を統括する取締役として経営管理体制の強化などに取り組み、当社グループの企業価値向上に努めております。同氏が引き続き取締役の任にあたる必要があると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

く さ か よ し ふ み
日 下 善 文

再 任

生年月日

1965年11月20日生

所有する当社の株式数

一株

候補者番号

6

ま つ し げ か ん む
松 重 和 美

再 任

社 外

独 立

生年月日

1947年8月15日生

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位および担当

1984年 4 月	当社入社
2003年 4 月	当社研究開発部生産設計課リーダー
2010年 4 月	当社大瀧工場長
2013年 4 月	当社営業部徳島営業所長
2016年 6 月	当社阿南事業所長
2020年 4 月	当社執行役員阿南事業所長
2024年 6 月	当社取締役上席執行役員阿南事業所長（現任）

取締役候補者とした理由

日下善文氏は、当社において、研究開発・生産分野での豊富な経験と見識を有しており、生産部門を統括する取締役として生産体制の強化などに取り組み、当社グループの企業価値向上に努めております。同氏が引き続き取締役の任にあたる必要があると判断し、取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位および担当

1975年 8 月	九州大学工学部助手
1990年 5 月	同大学工学部教授
1993年 3 月	京都大学大学院工学研究科電子工学専攻教授
1996年 7 月	同大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー施設長
2001年 4 月	同大学国際融合創造センター長
2002年 4 月	同大学工学研究科インテックセンターナノ工学高等研究院長
2004年 4 月	同大学副学長
2005年 4 月	同大学国際イノベーション機構長
2012年 4 月	同大学名誉教授（現任） 龍谷大学理工学部特別任用教授 ニチコン株式会社社外取締役（現任）
2012年 6 月	ニチコン株式会社社外取締役（現任）
2013年 4 月	四国大学・四国大学短期大学部理事学長（現任）
2016年 6 月	当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

四国大学・四国大学短期大学部 理事学長
ニチコン株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松重和美氏は、大学教授として応用物理学、電気電子工学等の研究を続けるなかで培われた高い見識と大学の学長としての豊富な経験や他社の社外役員としての企業経営の知見や経験を有しております。引き続き業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から、当該見識や経験を活かして、特に研究・技術開発について、専門的な助言・提言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しました。

候補者番号

7

おかもとみちとし
岡本 充智

新任

社外

独立

生年月日

1956年1月26日生

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位および担当

1978年 4 月 株式会社アシックス入社
1990年 9 月 住友ビジネスコンサルティング株式会社入社
1995年 4 月 株式会社教育総研代表取締役（現任）
1997年 2 月 株式会社パワー・インタラクティブ代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社教育総研 代表取締役
株式会社パワー・インタラクティブ 代表取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

岡本充智氏は、マーケティング分野における専門家としての高い見識に加え、コンサルタント・企業経営者としての豊富な経験と実績を有しております。業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から、当該見識や経験を活かして、特に当社の長期的な成長のための経営全般について、助言・提言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 候補者三木康弘氏は、Thai United Awa Paper Co.,Ltd.のChairmanを兼務しており、候補者三木悠太郎氏は、Thai United Awa Paper Co.,Ltd.のDirectorを兼務しております。当社と同社との間に営業上の取引関係があります。その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三木悠太郎氏の所有株式数は、株式会社徳応舎および株式会社日伸の所有株式数も含めた実質保有株式数を記載しております。
3. 松重和美氏および岡本充智氏は、社外取締役候補者であります。
4. 松重和美氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
5. 当社は、松重和美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、岡本充智氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、松重和美氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額としており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。また、岡本充智氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、その業務につき行った行為に起因して損害賠償請求されたことにより被る損害を当該保険によって填補することとしております（ただし、法令に違反することを認識しながら行為を行った場合等を除く。）。保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2025年8月に更改を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位			
1	うちだ よし ひさ 内 田 善 久	常勤社外監査役	新任	社外	
2	く どう せい すけ 工 藤 誠 介	社外監査役	新任	社外	独立
3	しま うち やす ひこ 島 内 保 彦	社外監査役	新任	社外	独立

新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1 うちだ よし ひさ 内 田 善 久 新任 社外	略歴、当社における地位および担当	
	1980年 4 月 株式会社阿波銀行入社 2006年 6 月 同行監査部長 2008年 6 月 同行経営管理部長 2009年 6 月 同行常勤監査役 2014年 6 月 阿波銀保証株式会社代表取締役社長 2018年 6 月 七福興業株式会社代表取締役社長 (現 七福トータルサポート株式会社) 2018年 6 月 当社監査役 2020年 6 月 七福トータルサポート株式会社取締役 (非常勤) 2021年 6 月 当社常勤監査役 (現任)	監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 内田善久氏は、金融機関で培われた高い見識に加え、監査役や企業経営者としての豊富な経験を有しており、外部の視点から当社経営を監査していただくことに適任と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。
生年月日 1957年5月1日生 所有する当社の株式数 一株		

候補者番号

2

く どう せい すけ
工 藤 誠 介

新任

社外

独立

生年月日

1964年1月13日生

所有する当社の株式数

500株

略歴、当社における地位および担当

1988年10月 太田昭和監査法人入所
(現EY新日本有限責任監査法人)
1992年8月 公認会計士登録
1993年9月 同監査法人退所
1994年5月 税理士登録
1995年6月 渦潮監査法人代表社員(現任)
2002年5月 税理士法人ひまわり会計事務所代表社員(現任)
2007年6月 ニホンフラッシュ株式会社社外監査役
2010年8月 株式会社デンタス社外監査役(現任)
2020年6月 ニホンフラッシュ株式会社社外取締役(監査等委員)
2021年6月 当社監査役(現任)

重要な兼職の状況

渦潮監査法人代表社員
税理士法人ひまわり会計事務所代表社員
株式会社デンタス社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

工藤誠介氏は、長年にわたる公認会計士として培われた財務・会計に関する専門的な知識や豊富な経験に加え、他社の社外監査役としての企業経営の知見や経験を有しており、外部の視点から当社経営を監査していただくことに適任と判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しました。

候補者番号

3

しま うち やす ひこ
島 内 保 彦

新任

社外

独立

生年月日

1962年5月17日生

所有する当社の株式数

500株

略歴、当社における地位および担当

1990年4月 第一東京弁護士会登録
1995年5月 徳島弁護士会登録換
2011年4月 島内法律事務所代表弁護士(現任)
徳島弁護士会会長
2022年6月 当社監査役(現任)

重要な兼職の状況

島内法律事務所代表弁護士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

島内保彦氏は、長年にわたる弁護士として培われた法務・コンプライアンスに関する専門的な知識や豊富な経験を有しており、外部の視点から当社経営を監査していただくことに適任と判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 工藤誠介氏の所有株式数は、同氏が代表社員を務める税理士法人ひまわり会計事務所の所有株式数も含めた実質保有株式を記載しております。
3. 内田善久氏および工藤誠介氏ならびに島内保彦氏は、社外取締役候補者であります。
4. 内田善久氏および工藤誠介氏ならびに島内保彦氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結のときをもって内田善久氏が7年、工藤誠介氏が4年、島内保彦氏が3年となります。
5. 当社は、工藤誠介氏および島内保彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、内田善久氏および工藤誠介氏ならびに島内保彦氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額としており、各氏の選任が承認された場合、各氏との間で取締役として新たに本契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、その業務につき行った行為に起因して損害賠償請求されたことにより被る損害を当該保険によって填補することとしております（ただし、法令に違反することを認識しながら行為を行った場合等を除く。）。保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2025年8月に更改を予定しております。

<ご参考： 本総会後の取締役のスキルマトリックス>

本総会において、第1号議案および第2号議案ならびに第3号議案が原案どおり承認された場合、各取締役が有する知見・経験は、次のとおりであります。

	氏 名	取締役が有する知見・経験							
		企業経営	グローバル 経営	製造技術 研究開発	ESG サステナ ビリティ	マーケティ ング 新事業創出	DX IT デジタル	財 務 会 計	コンプラ イアンス リスクマネ ジメント
取 締 役	三木 康弘	●	●		●	●	●	●	●
	長尾 浩志	●	●	●	●				●
	三木 悠太郎				●	●	●	●	
	岡澤 智				●			●	●
	日下 善文			●	●				
	松重 和美			●	●	●	●		
	岡本 充智	●			●	●	●		
取 締 役 監 査 等 委 員	内田 善久	●						●	●
	工藤 誠介							●	
	島内 保彦								●

(注) 上記は、取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」による変更後の定めに従い、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとなります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

略歴、当社における地位および担当	
2008年10月	新日本有限責任監査法人入所 (現EY新日本有限責任監査法人)
2011年9月	公認会計士登録
2013年6月	同監査法人退所
2013年12月	税理士登録
2018年6月	さくら税理士法人代表社員(現任)
2020年4月	渦潮監査法人代表社員(現任)
重要な兼職の状況	
さくら税理士法人 代表社員 渦潮監査法人 代表社員	

た か し よ う へ い
孝 志 洋 平

社 外
独 立

生年月日
1977年8月4日生
所有する当社の株式数
500株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

孝志洋平氏は、長年にわたる公認会計士として培われた財務・会計に関する専門的な知識や豊富な経験を有しており、外部の視点から当社経営を監査していただくことに適任と判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しました。

- (注) 1. 孝志洋平氏は、当社税務顧問先であるさくら税理士法人の代表社員であります。
2. 孝志洋平氏の所有株式数は、同氏が代表社員を務めるさくら税理士法人の所有株式数も含めた実質保有株式数を記載しております。
3. 孝志洋平氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

4. 孝志洋平氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、監査等委員である取締役就任することとなった場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、孝志洋平氏が選任された場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、補欠の監査等委員である取締役から正式な監査等委員である取締役への就任を条件とする会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、その業務につき行った行為に起因して損害賠償請求されたことにより被る損害を当該保険によって填補することとしております（ただし、法令に違反することを認識しながら行為を行った場合等を除く。）。保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。孝志洋平氏が監査等委員である取締役に就任することとなった場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2025年8月に更改を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の賞与を含めた報酬等の額は、2008年6月30日開催の第94期定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき現在に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、これを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額300百万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつぎ、ご承認をお願いするものであります。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項は、事業報告「取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、各取締役の個人別の報酬等の決定を代表取締役および独立社外取締役への委任から、取締役会の諮問を受けた代表取締役および社外取締役で構成するガバナンス委員会の答申を参照し取締役会の決議により全ての権限を委任された代表取締役社長および社外取締役（監査等委員を除く。）が協議のうえで決定する方針に、変更する予定であります。本議案の内容は、当該変更後の方針に基づいており、当社の事業規模、役員の員数、今後の動向および経済状況等の諸般の事情を勘案し決定されるものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつぎ、ご承認をお願いするものであります。

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額に関する基本方針は、本総会終結後の監査等委員会において、常勤・非常勤の別、取締役（監査等委員を除く。）の報酬の水準等を総合的に勘案し、監査等委員の協議のうえで決定する予定であります。本議案の内容は、当該決定後の方針に基づいており、相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件

当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、2008年6月30日開催の第94期定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬限度年額240百万円以内の内枠にて取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額30百万円以内の範囲で割り当てることを、2016年6月28日開催の第102期定時株主総会および2021年6月25日開催の第107期定時株主総会において、ご承認いただき、今日に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、これを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）のストック・オプション報酬額を年額50百万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつぎ、ご承認をお願いするものであります。

現在の対象となる取締役は6名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象となる取締役の員数は5名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

1. スtock・オプションとしての新株予約権の割当を相当とする理由

当社の取締役に対して、当社の業績と株式価値との連動制をより一層強めることにより、中長期的な業績向上と企業価値向上への意欲や士気を高めることを目的として、退職時の行使を条件とした株式報酬型ストック・オプションを付与したいと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項は、事業報告「取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、各取締役の個人別の報酬等の決定を代表取締役および独立社外取締役への委任から、取締役会の諮問を受けた代表取締役および社外取締役で構成するガバナンス委員会の答申を参照し取締役会の決議により全ての権限を委任された代表取締役社長および社外取締役（監査等委員を除く。）が協議のうえで決定する方針に、変更する予定であります。本議案の内容は、当該変更後の方針に基づいており、当社の事業規模、役員の員数、今後の動向および経済状況等の諸般の事情を勘案し決定されるものであり、相当であると判断しております。

本件ストック・オプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり行使価額を1円とする株式報酬型ストック・オプションであり、付与する株式の個数は、当社の事業規模、現在の役員の員数、今後の動向および経済状況等の諸般の事業を勘案し

ております。本議案の内容は、当該変更後の方針に基づいており、その内容は相当であると判断しております。

2. 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容

(1)新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、10株とする。なお、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。なお、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらに準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数は調整されるものとする。

交付を受けることができる株式の上限は、1 年間で122,240株とする。ただし、上記の株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(2)新株予約権の総数

新株予約権の上限は 1 年間で12,224個とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3)新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とする。新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から25年以内で、当社取締役会が定める期間とする。

(6)新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、前項(5)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができるものとする。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または子の 1 名（以下、「相続継承人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続継承人は、一定の条件のもとで新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。その他の条件は、当社取締役会において定めることとする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(8)当社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、当社と新株予約権者との間に締結される契約の定めにより、新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会（株主総会が不要な場合は当社取締役会）において承認がされた場合は、当社は当社取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(9)新株予約権のその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会において定めることとする。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は総じて回復基調にありましたが、一部の国や地域においては、需要の低迷や金融引き締め等を背景とする回復鈍化の傾向がみられるなど、不安定な状況が継続しました。また、足元では、米国の関税政策の影響により、地政学的および政策的な不確実性が増大しています。

自動車関連市場においては、インフレの影響を受けながらも比較的堅調な需要が見られました。水処理用分離膜市場における需要は、海水淡水化プラント、工業用プロセス水、廃水処理用途などにおいて堅調に推移しました。

このような状況下、当連結会計年度の売上高は、自動車関連資材については中国およびアジア地域の販売不振があったものの、北米の販売が好調だったことに加え、円安の追い風もあり増加しました。水処理関連資材については、市場の堅調な伸びに加え、拡販に努めた結果、分離膜支持体用不織布の売上が増加しました。

利益面では、原材料価格上昇や在庫の減少による影響を受けたものの、原材料価格の上昇に伴う販売価格改定に取り組みました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高17,124百万円(前年同期比1,008百万円増、6.3%増)、営業利益432百万円(前年同期比77百万円増、21.9%増)、経常利益279百万円(前年同期比21百万円増、8.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は35百万円(前年同期比16百万円減、31.6%減)となりました。

当連結会計年度の主要な品目別売上高の状況につきましては、次のとおりであります。

品目の名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	金額（百万円）	前連結会計年度比（％）
自動車関連資材	8,737	105.9
水処理関連資材	7,108	107.6
一般産業用資材	1,278	101.7
合計	17,124	106.3

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は、5,000百万円であります。

その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社 新小松島工場 建物および生産設備一式

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

当社 研究開発用試験装置

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループは、新小松島工場建設の設備投資資金および長期運転資金に充当するため、金融機関より長期借入金として7,300百万円、つなぎ資金として短期借入金701百万円の調達を行いました。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 108 期 (2022年 3 月期)	第 109 期 (2023年 3 月期)	第 110 期 (2024年 3 月期)	第 111 期 (当連結会計年度) (2025年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	15,023	17,309	16,115	17,124
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	282	242	52	35
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	28.34	24.32	5.26	3.59
総 資 産 (百万円)	15,534	16,273	21,246	27,188
純 資 産 (百万円)	6,373	6,468	6,883	7,583
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	450.28	491.60	508.70	533.25

(注) 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 108 期 (2022年 3 月期)	第 109 期 (2023年 3 月期)	第 110 期 (2024年 3 月期)	第 111 期 (当 事 業 年 度) (2025年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	11,593	13,353	12,261	12,721
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	435	714	△41	△167
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	43.62	71.56	△4.12	△16.81
総 資 産 (百万円)	12,072	13,157	18,016	23,027
純 資 産 (百万円)	3,722	4,424	4,387	4,206
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	368.66	438.97	433.96	415.88

(注) 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
Thai United Awa Paper Co.,Ltd.	タイ国	341,250千バーツ	48.7%	エンジン用濾材、鉛蓄電池用セパレータ原紙などの製造および販売

(4) 対処すべき課題

第4次中期経営計画（2024年4月～2026年3月）の初年度となる当連結会計年度において、当社グループは「事業ポートフォリオの最適化」と「知的資本のフル活用による経営基盤の強化」を重点課題とし、主力製品の拡販と新製品の開発、国内生産体制の再構築、人的資本の強化等の施策を進めてまいりました。一方で、人手不足による人材の確保、為替の乱高下、市場競争の激化、サプライチェーンのリスク増大、米国関税政策による市場環境の不透明化等、不確実性の高い経営環境が続いております。

このような中、当社は新工場の稼働を開始し、生産能力・供給体制の強化を進めるとともに、第4次中期経営計画に基づく各施策の推進を加速することで、企業価値の持続的向上を図ってまいります。

I. 事業ポートフォリオの最適化

① 主力製品の拡販と新製品の開発

・分離膜支持体の供給体制強化

当社は、世界的な水資源問題へ対応すべく、需要が拡大する逆浸透膜（RO膜）用支持体の分野において、新工場の本格稼働により生産能力を増強し、安定供給体制を構築してまいります。

・分離膜支持体の拡販

当社は、グローバル市場でのシェア拡大や多用途展開を図るべく、重点市場での営業体制強化とともに提案型営業の推進に取り組んでまいります。

・新製品の開発

当社は、伸びゆくNEV（新エネルギー車）市場の熱課題に対応する耐火・断熱商品の拡

販に取り組んでまいります。

- ・顧客対応力の強化

当社の強みである品質の安定性、納期対応力、技術支援機能を生かし、顧客の課題解決や製品開発を支援することで、信頼性の高い関係構築と競争優位性の確立を目指してまいります。

- ・価格適正化と生産性向上によるコスト対応力強化

当社は、原材料費・人件費が上昇する中、販売価格の見直しに加えて、生産現場における工程改善や省力化、自動化の推進、生産技術の高度化を通じて、更なるコスト競争力の向上を目指してまいります。

② 生産体制の再構築

当社は、新工場の稼働を契機として、国内における生産体制の見直しと効率化に取り組んでおります。収益性の低い製品群や事業については段階的な縮小・撤退を進めるとともに、生産ラインの統合や稼働バランスの調整を通じて、コスト競争力の向上を図ってまいります。

また、海外工場との連携を強め、グローバルな経営資源の再構築を通じ、収益力と生産効率の最大化を目指してまいります。

③ 新たな顧客価値の創造

- ・市場ニーズに対応した製品開発の加速

当社は、研究開発体制を強化し、外部研究機関や顧客との共創型開発を推進することで、製品設計とプロセス開発の並行化を実現し、開発期間の短縮化と市場投入の迅速化を図っております。実証試験やプロトタイプ評価を早期に実施することで、顧客の期待に即応してまいります。

また、当社の技術的強みを生かしながら、環境負荷の低減や持続可能な社会の実現にもつながる製品・技術を創出してまいります。

- ・既存市場の深耕

当社は、顧客の環境対応ニーズに応える製品開発や提案型営業に注力し、協働によるVA（価値分析）や環境負荷の低減に配慮した製品を提案し、深耕を図ってまいります。

- ・カーボンニュートラルへの取り組み

当社は、Scope1～3の温室効果ガス排出量の算定を行い、全社的なCO₂排出の可視化を進めてまいりました。今後は可視化したデータをもとに、原材料の選定、物流の効率化、省エネ設計の推進など、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷の低減に取り組んでまいります。

Ⅱ．知的資本のフル活用

① 人財の確保

当社は、持続的な成長に向けた人的基盤の強化を図るべく、人財の確保を重要課題の一つと位置づけています。採用競争の激化や地域の人手不足により、人財の確保が年々困難になっております。また、若手を中心とした人財流出も課題であり、採用から定着までを見据えた一体的な対応が求められております。

現在は、採用広報の強化や制度・育成環境の見直しを通じて、確保と定着の両面から基盤づくりに取り組んでおります。

② エンゲージメント向上と組織力強化

当社は、定期的なエンゲージメントサーベイを通じて、社員の意識や職場の課題を可視化し、キャリアや働き方に関する対話の促進、共通の価値観を醸成する仕組みづくりを進めることで、社員のウェルビーイング向上と組織の活性化を図ってまいります。

③ 社員能力開発と人材育成支援

当社は、社員一人ひとりのキャリアビジョンの明確化と、その実現に向けた支援を重要な人材戦略と位置づけております。定期的な面談を実施し、自らの役割や将来像への理解を深める機会を設けるとともに、教育体系に基づいた研修プログラムを通じて、専門性と実行力を兼ね備えた人材の育成を進めています。こうした取り組みを推進することで、社員の成長意欲を引き出し、挑戦を後押しする組織風土の醸成と、持続的な人材の定着を図ってまいります。

④ 知的財産・パートナーシップの活用

当社は、「守りの知財」と「攻めの知財」の両面からの活用を進め、技術競争力の維持・強化を図り、外部機関・顧客との連携によるオープンイノベーションを進めてまいります。

さらに、当社製品に適した知的財産権の活用を進めるべく、外部の知見を習得し、社内でも活用することにより、これまで以上に開発成果を知的財産権で保護し、当社技術力の強化に努めてまいります。

Ⅲ. サプライチェーンの強靱化

当社は、環境規制の強化や原材料メーカーの再編など、従来の供給構造が大きく変化する中、原材料の安定調達を課題の一つと認識しております。調達先の多様化や代替検討を進めるとともに、安定供給体制の確保に向けた取り組みを強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業	主要製品
機能紙・不織布の開発、製造・販売	エンジン用濾材 クラッチ板用摩擦材原紙 分離膜支持体用不織布

(6) 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

① 当社

名称		所在地
本社		徳島県徳島市
徳島事業所	徳島工場	徳島県徳島市
	小松島工場	徳島県小松島市
阿南事業所		徳島県阿南市
	新小松島工場	徳島県小松島市
東京支店		東京都中央区

② 子会社

名称	所在地
Thai United Awa Paper Co.,Ltd.	タイ国

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
645名（28名）	5名増（2名増）

（注） 使用人数は就業人員（グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（再雇用者、嘱託社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
433名（15名）	3名増（2名減）	40.7歳	17.7年

（注） 使用人数は就業人員（社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（再雇用者、嘱託社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社阿波銀行	5,238百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,887百万円
株式会社みずほ銀行	1,560百万円
株式会社徳島大正銀行	1,419百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 28,800,000株
- ② 発行済株式の総数 10,172,676株（自己株式193,933株を含む。）
- ③ 株主数 4,622名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 徳 応 舎	2,020	20.24
三 木 産 業 株 式 会 社	996	9.98
株 式 会 社 日 伸	800	8.02
三 木 富 士 彦	617	6.19
三 木 康 弘	305	3.06
株 式 会 社 阿 波 銀 行	296	2.98
東 京 濾 器 株 式 会 社	288	2.89
株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行	200	2.00
阿 波 製 紙 従 業 員 持 株 会	191	1.92
永 井 崇 久	108	1.08

- (注) 1. 当社は、自己株式を193,933株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株 式の種類と数	新株予約権 の払込金額	新株予約権 1個あたりの 行使価額	新株予約権の 権利行使期間	取締役の 保有状況 (保有者数)
第1回新株予約権 (2016年6月28日)	2,210個	普通株式 22,100株	新株予約権と引 き換えに払い込 みは要しない	10円	2016年7月30日から 2036年7月29日まで	1,886個 (3名)
第2回新株予約権 (2017年6月27日)	2,070個	普通株式 20,700株	新株予約権と引 き換えに払い込 みは要しない	10円	2017年8月1日から 2037年7月31日まで	1,933個 (4名)
第3回新株予約権 (2018年6月27日)	1,995個	普通株式 19,950株	新株予約権と引 き換えに払い込 みは要しない	10円	2018年8月1日から 2038年7月31日まで	1,863個 (4名)
第4回新株予約権 (2019年6月26日)	2,772個	普通株式 27,720株	新株予約権と引 き換えに払い込 みは要しない	10円	2019年8月1日から 2039年7月31日まで	2,772個 (4名)
第5回新株予約権 (2023年6月27日)	2,438個	普通株式 24,380株	新株予約権と引 き換えに払い込 みは要しない	10円	2023年8月1日から 2043年7月31日まで	2,438個 (5名)

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。
 2. 新株予約権の目的となる株式の数は1個当たり10株であります。
 3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
 イ. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものといたしております。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができるものといたしております。
 ロ. その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものといたしております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	三 木 康 弘	CEO（最高経営責任者） Thai United Awa Paper Co.,Ltd. Chairman 一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事
取 締 役	長 尾 浩 志	専務執行役員 COO（最高執行責任者）、CTO(最高技術責任者) 事業継続マネジメント・安全衛生マネジメント・品質マネジメント・環境マネジメント担当
取 締 役	三 木 悠 太 郎	常務執行役員 東京支店長 兼 東京営業部長 兼 事業創造部長 CSO（最高営業責任者）、CDO（最高デジタル責任者） Thai United Awa Paper Co.,Ltd. Director
取 締 役	三 木 富 士 彦	上席執行役員 水環境事業部長
取 締 役	岡 澤 智	上席執行役員 CFO（最高財務責任者） サステナビリティ経営・リスクマネジメント担当
取 締 役	日 下 善 文	上席執行役員 阿南事業所長
取 締 役	松 重 和 美	四国大学・四国大学短期大学部 理事学長 ニチコン株式会社 社外取締役
取 締 役	國 原 惇 一 郎	
常 勤 監 査 役	内 田 善 久	
監 査 役	工 藤 誠 介	税理士法人ひまわり会計事務所 代表社員 渦潮監査法人 代表社員 株式会社デンタス 社外監査役
監 査 役	島 内 保 彦	島内法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役松重和美氏および國原惇一郎氏は、社外取締役であります。また、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役内田善久氏および工藤誠介氏ならびに島内保彦氏は、社外監査役であります。また、当社は、工藤誠介氏および島内保彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役工藤誠介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役島内保彦氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務および法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりです。
- ① 取締役三木悠太郎氏は、2024年6月26日付で取締役常務執行役員東京支店長CSO・CDOから取締役常務執行役員東京営業部長兼東京支店長CSO・CDOとなり、2024年11月12日付で取締役常務執行役員東京支店長兼東京営業部長兼事業創造部長CSO・CDOとなりました。
- ② 取締役岡澤智氏は、2024年4月1日付で取締役上席執行役員経営管理部長CFO・CROから取締役上席執行役員CFO・CROとなり、2024年6月26日付で取締役上席執行役員CFOとなりました。
- ③ 日下善文氏は、2024年6月26日開催の第110期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
6. 当事業年度後の取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりです。
- 取締役三木悠太郎氏は、2025年4月1日付で取締役常務執行役員東京支店長兼東京営業部長兼事業創造部長CSO・CDOから取締役常務執行役員東京支店長CSO・CDOとなりました。
7. 2021年6月25日開催の第107期定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役として孝志洋平氏が選任されております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険の被保険者の範囲は、当社取締役・監査役および執行役員であり、被保険者が、その業務につき行った行為に起因して損害賠償請求されたことにより被る損害を当該保険によって填補することとしております（ただし、法令に違反することを認識しながら行為を行った場合等を除く。）。保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

④ 取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その内容は次のとおりです。

a. 基本方針

取締役の報酬は、経営理念に沿って、継続的な企業価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの動機づけとしてふさわしいものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額および付与の時期または条件の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の現金報酬とする。基本報酬の金額は、業績の結果および予想、役位、職責を基に、業界や同規模の他社の水準、社会情勢等を総合的に勘案して決定する。

c. 株式報酬の内容、その額または算定方法、および付与の時期または条件の決定に関する方針

取締役の企業業績向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を高めることを目的として、業務執行を担う取締役に株式報酬型ストック・オプションを原則として毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位、職責等を踏まえて、取締役会において決定する。

d. 基本報酬の額および株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、当社と同規模の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は基本報酬を8割以上とする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役の個人別の基本報酬額については、取締役会の決議により全ての権限を委任された代表取締役および独立社外取締役が協議の上で決定する。

また、上記方針は、取締役会の決議に際し、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役の意見を聴取した上で作成し、決定しております。

ロ. 監査役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する事項

監査役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定については、監査役会において決議しており、その内容は次のとおりです。

監査役の報酬は監査役の独立性の確保の観点から、業績に左右されるものではなく、監査役会において、常勤・非常勤の別、取締役の報酬の水準等を勘案して決定するものとする。

ハ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2008年6月30日開催の第94期定時株主総会において、年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。

また、年額240百万円の内枠で、2021年6月25日開催の第107期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30百万円以内（社外取締役を除く。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、4名です。

監査役の報酬限度額は、2008年6月30日開催の第94期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長三木康弘氏および独立社外取締役松重和美氏、國原惇一郎氏に対し、各取締役の基本報酬額の決定を委任しております。

権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の役割や業務執行等について評価を行うには、業務執行を統括する代表取締役社長および独立社外取締役による協議の上で決定することが適していると判断したためです。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、業績と各役員の役割と責務等の多面的な観点からの協議により決定がされたこと、および取締役の個人別の報酬等の内容に関する方針と整合していることの報告を受け、協議の内容を確認した上で、個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しました。

ホ. 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	ストック・オプション	
取締役 (うち社外取締役)	122,180千円 (4,800千円)	122,180千円 (4,800千円)	－ (－)	8名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	16,800千円 (16,800千円)	16,800千円 (16,800千円)	－ (－)	3名 (3名)
合計 (うち社外役員)	138,980千円 (21,600千円)	138,980千円 (21,600千円)	－ (－)	11名 (5名)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役松重和美氏は、四国大学・四国大学短期大学部の理事学長およびニチコン株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同大学および同社との間には、特筆すべき関係はありません。
- ・監査役工藤誠介氏は、税理士法人ひまわり会計事務所および渦潮監査法人の代表社員であり、また株式会社デンタスの社外監査役を兼務しております。なお、当社と両法人および同社との間には、特筆すべき関係はありません。
- ・監査役島内保彦氏は、島内法律事務所の代表弁護士を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には、特筆すべき関係はありません。

ロ. 当事業年度における社外取締役の主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
松 重 和 美 (取 締 役)	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回全てに出席いたしました。取締役会では、大学教授として培われた高い見識と大学の学長としての組織運営、地域貢献等の経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から、積極的に意見を述べており、監督機能を果たしております。また研究・技術開発に関する審議および協議では、専門的な立場から、助言・提言等があり、重要な役割を担っております。
國 原 惇 一 郎 (取 締 役)	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回全てに出席いたしました。取締役会では、経営者としての高い見識と豊富な経験に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から、積極的に意見を述べており、監督機能を果たしております。特に中期経営計画などの企業戦略に関する審議および協議では、豊富な経験から、当社の改善課題に対する有益な助言・提言等があり、重要な役割を担っております。

ハ. 当事業年度における社外監査役の主な活動状況

氏 名	出 席 状 況 お よ び 発 言 状 況
内 田 善 久 (常 勤 監 査 役)	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回全てに出席し、主に当社とは利害関係のない見地から経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催した14回の監査役会のうち14回全てに出席し、常勤監査役として適切な意見の表明がありました。
工 藤 誠 介 (監 査 役)	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催した14回の監査役会のうち14回全てに出席しており、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明がありました。
島 内 保 彦 (監 査 役)	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催した14回の監査役会のうち14回全てに出席しており、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明がありました。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,300千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,300千円

(注) 1. 連結子会社につきましては、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているグラント・ソントンのメンバーファームの監査を受けており、監査証明業務に基づく報酬3,268千円を支払っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、②の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ④ 会計監査人が受けた過去２年間の業務の停止の処分に関する事項
金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

イ. 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ. 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（2024年１月１日から同年３月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止３ヶ月（2024年１月１日から同年３月31日まで）

ハ. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である２名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(5) 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の基本方針

当社は、「内部統制システムの基本方針」を次のとおり取締役会において決議しております。
すべての阿波製紙グループの役員・使用人は、経営理念を規範として以下の方針に基づき行動することを宣言します。

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、社会規範・道徳・良心そして法令などの遵守により公正かつ適切な経営を行う。
 - ロ. 当社の役員は、この実践のため品質方針、環境方針、企業倫理規範、その他当社の定める規程に従い、阿波製紙グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。

- ② 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、品質方針、環境方針、企業倫理規範、その他当社の定める規程の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
 - ロ. 阿波製紙グループの役員・使用人は阿波製紙グループ各社における重大な法令違反を発見した場合は、代表取締役、監査役、総務部担当役員または内部監査室に報告するものとする。総務部担当役員または内部監査室は、当該報告された事実についての調査を行い、コンプライアンス委員会による協議のうえ、必要と認める場合適切な対策を決定する。

- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。

- ④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処する。
 - ロ. 組織横断的リスク状況の監視・全社的対応は総務部を主管部署とし、経営管理部他関連部署と連携して行う。
 - ハ. 各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。

⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務権限に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。
- ロ. 代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員に業務執行の決定を委任された事項については、稟議規程、職務権限規程に定める手続きにより必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。
- ハ. 取締役会の審議を更に活性化し、経営監督機能を強化するため、社外取締役を設置する。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、それぞれの職務権限に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。
- ロ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社の事業状況、財務状況、その他の重要な事項について、当社への定期的な報告を義務づける。
- ハ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は経営管理部を主管部署とし、海外事業関連部署と連携してグループ会社の運営・財産・損益に多大な影響を及ぼす事象が発生していないか定期的にモニタリングを行う。
- ニ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は3事業年度を期間とする連結ベースの中期経営計画及び各グループ会社ごとの年度事業計画を策定し、当該計画を具体化するため、当社において進捗状況の管理を行う。
- ホ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社はグループ会社へ取締役を派遣し、業務執行の状況について把握するとともに、当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、阿波製紙グループ各社に対する内部監査の実施または統括を行う。監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。

- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助する者として、必要に応じて、当社の使用人から監査役付を配置する。
- ロ. 監査役付の使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の人事に関する事項の決定は、監査役の同意を必要とする。
- ハ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令のみに従うものとする。
- ⑧ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- イ. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況、内部統制システムの整備・運用状況の報告を行う。
- ロ. 取締役、執行役員及び使用人は、監査役が当社の報告を求めた場合、または監査役が阿波製紙グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- ⑨ 子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- イ. 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ロ. 当社の内部監査室及び総務部は定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンスの現状について報告する。
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、前号の報告に関連する部署の担当者に対し、対応上必要な場合を除き通報者・通報事項・調査内容等を他に一切開示しないこと及び違反した場合の就業規則上の処分について周知徹底を図る。
- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務の執行について費用の前払い等を請求した場合は、当社は監査役の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、その費用を負担する。

⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役の半数以上は社外監査役とし、経営からの独立性を保ちつつ、的確な監査が実施できる体制とする。
- ロ. 監査役と代表取締役との間で定期的な意見交換を行う。
- ハ. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用する。

⑬ 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備・強化し、適切な運用を図り、その整備・運用状況を定期的に評価し、維持・改善に努める。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制

- イ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を持たない経営姿勢を堅持する。
- ロ. 反社会的勢力及び団体からの不当要求等に対しては、警察及び弁護士等の外部専門機関と緊密な連携のもと、毅然とした態度で組織的に対応する。

業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の運用状況の概要

当社は業務の適正を確保するための体制に基づき、社内体制を整備するとともに適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要については、以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行および効率性の確保体制について

当社の取締役会は、取締役会規程に基づき法令や定款等に定められた重要事項を決定するとともに、コーポレートガバナンス方針に沿って運営しております。また、社内取締役と執行役員で構成する経営会議において業務執行に関する重要課題を討議し、経営の諸課題に迅速に対応しております。

社外取締役は、監査役と適宜連携し情報の共有を図るとともに、取締役会において審議の活性化や経営監督機能の強化に努めております。

② リスク管理体制について

当社は、取締役会の下部組織としてリスクマネジメント委員会を設け、想定されるリスクの発生頻度や重要度を考慮のうえ、優先して対処すべき重要リスク等に対するグループ一体となった取り組み状況について、定期的に取締役会に報告しております。

経済環境が激変する中、事業環境変化に関するリスクや安定調達・供給に関するリスクへの対応がより重要になってきております。また、人材獲得競争の激化に伴い人材確保・育成に関するリスクへの対応も重要性が増してきており、対応の強化に努めております。企業としての人権尊重の責任を果たすため、人権方針の制定を行いました。

③ コンプライアンス体制について

当社は、取締役会の下部組織としてコンプライアンス委員会を設け、重要課題の検討と対策を決定し、コンプライアンス遵守の徹底を図っております。また、コンプライアンス体制の強化を図るためコンプライアンス情報を発信し、関係法令・ハラスメント等の研修など法令遵守の啓蒙に努めるとともに各規程を改定・整備するなど体制強化を図っております。

④ 子会社の業務の適正確保体制について

当社の子会社は、関係会社管理規程に基づき、事業計画等の重要な事項について定期的に当社に報告を行うほか、当社取締役が子会社の取締役に就任し、子会社のガバナンス強化に努めております。

所管部署は、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事象等について定期的にモニタリングを行っているほか、内部監査室による子会社の監査を定期的を実施しております。

⑤ 監査役監査の実効性確保体制について

当社は、監査役が取締役会や経営会議等の重要な会議へ出席し、取締役の意思決定および職務の執行状況を監視検証できる体制としており、監査役の職務の補助者として内部監査室と兼任の補助使用人1名を配置しております。

監査役は、内部監査室より定期的に監査結果の報告を受け、会計監査人から定期的に監査結果報告を聴取のうえ意見交換を実施するほか、代表取締役との定期的会合及び役員・部長ヒアリングを行うなど、監査役監査の実効性を確保しております。

-
- (注) 本事業報告に記載の金額および株式数等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しており、比率等につきましては、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,247,124	流 動 負 債	9,256,432
現 金 及 び 預 金	988,726	買 掛 金	1,468,058
受取手形及び売掛金	3,020,393	電 子 記 録 債 務	1,652,787
電 子 記 録 債 権	218,910	短 期 借 入 金	2,396,602
商 品 及 び 製 品	1,331,718	1年内返済予定の長期借入金	1,063,036
仕 掛 品	797,819	未 払 法 人 税 等	32,336
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,927,772	賞 与 引 当 金	235,602
未 収 消 費 税 等	869,019	設 備 関 係 電 子 記 録 債 務	1,544,381
そ の 他	105,847	そ の 他	863,627
貸 倒 引 当 金	△13,082	固 定 負 債	10,348,742
固 定 資 産	17,941,758	長 期 借 入 金	9,074,030
有 形 固 定 資 産	17,046,516	リ ー ス 債 務	63,750
建 物 及 び 構 築 物	7,757,044	再評価に係る繰延税金負債	384,920
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,877,399	退 職 給 付 に 係 る 負 債	826,041
土 地	2,793,433	負 債 合 計	19,605,174
リ ー ス 資 産	85,951	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	145,584	株 主 資 本	3,732,196
そ の 他	387,103	資 本 金	1,385,137
無 形 固 定 資 産	121,180	資 本 剰 余 金	1,375,899
投 資 そ の 他 の 資 産	774,061	利 益 剰 余 金	1,085,821
投 資 有 価 証 券	199,818	自 己 株 式	△114,661
繰 延 税 金 資 産	202,201	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,588,937
そ の 他	373,040	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	159
貸 倒 引 当 金	△1,000	土 地 再 評 価 差 額 金	825,518
資 産 合 計	27,188,882	為 替 換 算 調 整 勘 定	763,259
		新 株 予 約 権	56,669
		非 支 配 株 主 持 分	2,205,904
		純 資 産 合 計	7,583,708
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	27,188,882

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上 販売費及び一般管理費 営業外収益 受取利息及び配当金 受託子補給 その他 営業外費用 支払替 為投資事業組合運用 その他 経常利益 特別利益 固定資産売却益 特 別 損 失 固定資産除却損失 減損 投資有価証券評価損 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 非支配株主に帰属する当期純利益 親会社株主に帰属する当期純利益	17,124,457		
	14,380,503		
	2,743,954		
	2,311,539		
	432,414		
	9,364		
	7,347		
	9,194		
	18,133		44,039
	99,412		
	19,239		
	60,601		
	17,735		196,989
			279,465
	177		
	11,556		11,734
	30,657		
	18,206		
	859		49,722
			241,476
	46,001		
	△88,586		△42,585
			284,062
			248,194
			35,867

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,385,137	1,375,899	1,049,954	△114,661	3,696,329
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			35,867		35,867
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	35,867	－	35,867
当 期 末 残 高	1,385,137	1,375,899	1,085,821	△114,661	3,732,196

	その他の包括利益累計額				新 予 約 株 権	非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	1,832	836,565	541,496	1,379,894	56,669	1,751,083	6,883,976
当 期 変 動 額							
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							35,867
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△1,672	△11,046	221,763	209,043		454,820	663,864
当 期 変 動 額 合 計	△1,672	△11,046	221,763	209,043	－	454,820	699,731
当 期 末 残 高	159	825,518	763,259	1,588,937	56,669	2,205,904	7,583,708

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,763,558	流 動 負 債	8,622,635
現金及び預金	279,068	買掛金	923,484
受取手形	20,672	電子記録債務	1,652,787
電子記録債権	218,910	短期借入金	2,396,602
売掛金	2,241,068	1年内返済予定の長期借入金	1,063,036
商品及び製品	983,183	リース債務	1,544
仕掛品	640,040	未払金	671,077
原材料及び貯蔵品	527,617	未払費用	92,184
前払費用	19,716	未払法人税等	25,165
未収消費税等	833,655	賞与引当金	235,602
その他の	12,708	設備関係電子記録債務	1,544,381
貸倒引当金	△13,082	その他	16,769
固 定 資 産	17,264,320	固 定 負 債	10,198,631
有 形 固 定 資 産	15,452,572	長期借入金	9,074,030
建築物	6,320,110	リース債務	3,117
構築物	751,500	再評価に係る繰延税金負債	384,920
機械及び装置	5,567,398	退職給付引当金	736,563
車両運搬具	29,270	負 債 合 計	18,821,267
工具、器具及び備品	111,449	純 資 産 の 部	
土地	2,523,533	株 主 資 本	3,324,264
リース資産	3,726	資本金	1,385,137
建設仮勘定	145,584	資本剰余金	1,375,899
無 形 固 定 資 産	119,607	資本準備金	1,375,899
ソフトウェア	1,923	利益剰余金	677,888
ソフトウェア仮勘定	114,600	利益準備金	82,474
その他	3,083	その他利益剰余金	595,414
投資その他の資産	1,692,140	別途積立金	403,000
投資有価証券	199,818	繰越利益剰余金	192,414
関係会社株式	908,039	自 己 株 式	△114,661
関係会社出資金	170,503	評価・換算差額等	825,678
繰延税金資産	212,280	その他有価証券評価差額金	159
保険積立金	149,020	土地再評価差額金	825,518
その他	53,476	新株予約権	56,669
貸倒引当金	△1,000	純 資 産 合 計	4,206,611
資 産 合 計	23,027,878	負 債 及 び 純 資 産 合 計	23,027,878

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目										金 額	
売上 販売 営	売上 費 業	上 及 業	上 び 業	原 一 般	総 管 理	高 価 利 費 損 益	益 当 金 入 金 他			12,721,615	
										10,820,289	
営	受 受 利 そ	取 託 子	利 息 研 子	及 び 補 の	収 究 の	配 収 給 用				1,901,326	
										1,999,669	
営	支 為 投 そ 経	業 外 資 事	外 払 替 業	費 組 合 の	利 差 運 用	利 差 運 用				98,343	
										32,237	
特 特	固 減 投	資 有 価 証 損	資 有 価 証 損	産 証 券	除 損 評 価	却 損 失 損 失				7,347	
										9,194	
税 法 法 当	引 人 人 期	前 、 住 民 税 等 純	当 期 税 及 び 事 業 損	純 損 純 損	純 損 純 損	純 損 純 損				17,422	
										89,431	
税 法 法 当	引 人 人 期	前 、 住 民 税 等 純	当 期 税 及 び 事 業 損	純 損 純 損	純 損 純 損	純 損 純 損				1,828	
										60,601	
税 法 法 当	引 人 人 期	前 、 住 民 税 等 純	当 期 税 及 び 事 業 損	純 損 純 損	純 損 純 損	純 損 純 損				10,581	
										66,201	
税 法 法 当	引 人 人 期	前 、 住 民 税 等 純	当 期 税 及 び 事 業 損	純 損 純 損	純 損 純 損	純 損 純 損				162,443	
										89,431	
税 法 法 当	引 人 人 期	前 、 住 民 税 等 純	当 期 税 及 び 事 業 損	純 損 純 損	純 損 純 損	純 損 純 損				11,556	
										11,556	
税 法 法 当	引 人 人 期	前 、 住 民 税 等 純	当 期 税 及 び 事 業 損	純 損 純 損	純 損 純 損	純 損 純 損				30,657	
										18,206	
税 法 法 当	引 人 人 期	前 、 住 民 税 等 純	当 期 税 及 び 事 業 損	純 損 純 損	純 損 純 損	純 損 純 損				859	
										49,722	
税 法 法 当	引 人 人 期	前 、 住 民 税 等 純	当 期 税 及 び 事 業 損	純 損 純 損	純 損 純 損	純 損 純 損				232,752	
										31,187	
税 法 法 当	引 人 人 期	前 、 住 民 税 等 純	当 期 税 及 び 事 業 損	純 損 純 損	純 損 純 損	純 損 純 損				△96,236	
										△65,048	
税 法 法 当	引 人 人 期	前 、 住 民 税 等 純	当 期 税 及 び 事 業 損	純 損 純 損	純 損 純 損	純 損 純 損				167,703	
										167,703	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,385,137	1,375,899	1,375,899	82,474	403,000	360,118	845,592	△114,661	3,491,967
当 期 変 動 額									
当 期 純 損 失						△167,703	△167,703		△167,703
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△167,703	△167,703	-	△167,703
当 期 末 残 高	1,385,137	1,375,899	1,375,899	82,474	403,000	192,414	677,888	△114,661	3,324,264

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	1,832	836,565	838,397	56,669	4,387,035
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失					△167,703
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,672	△11,046	△12,719		△12,719
当 期 変 動 額 合 計	△1,672	△11,046	△12,719	-	△180,423
当 期 末 残 高	159	825,518	825,678	56,669	4,206,611

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

阿波製紙株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大 阪 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 伸 吾
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 吉 永 竜 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阿波製紙株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阿波製紙株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

阿波製紙株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 岡 本 伸 吾
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 吉 永 竜 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阿波製紙株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネットを経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、金融庁の行政処分を受け業務改善計画を提出したとの報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

阿波製紙株式会社 監査役会

常勤社外監査役 内 田 善 久 ㊞

社外監査役 工 藤 誠 介 ㊞

社外監査役 島 内 保 彦 ㊞

以 上

株主総会会場 ご案内図



会場

徳島市寺島本町西1丁目61番地

JRホテルクレメント徳島 4F クレメントホール

TEL 088-656-3111 (代表)



交通 JR徳島駅直結

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。